

評価部会及び専門部会の編成について（案）

評価部会及び専門部会については、以下の事項を踏まえ、評価対象短期大学の状況に応じて適切に編成することとする。

1 評価部会

- (1) 独立行政法人大学評価・学位授与機構短期大学機関別認証評価委員会細則（以下「委員会細則」という。）第2条第1項に基づき、評価部会は、評価対象短期大学ごとの状況を調査する。
- (2) 評価委員会委員数名に、評価対象短期大学の状況に応じた専門委員（ピア・レビュー等）を加え、全体として10名程度で構成する。
- (3) 評価部会数は、1評価部会当たり原則として7～8短期大学程度を上限として担当することとし、全評価対象短期大学数に応じて編成する。

2 専門部会

- (1) 委員会細則第3条第1項に基づき、専門部会は、特定の専門事項を調査する。
（財務に関する専門部会は必ず置くものとする。）
- (2) 評価委員会委員1～2名と特定の分野に高い識見を有する専門委員で構成する。